

令和3年度から令和5年度の保険料段階

所得段階	課税状況・所得による区分		基準に対する割合	保険料年額
第1段階	本人が市民税非課税	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額(※1) + (合計所得金額(※2) - 年金収入に係る所得(※3))の額が80万円以下	0.3	22,014円
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額 + (合計所得金額 - 年金収入に係る所得)の額が80万円超120万円以下	0.5	36,690円
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額 + (合計所得金額 - 年金収入に係る所得)の額が120万円超	0.7	51,366円
第4段階		世帯に市民税課税の方がいて、本人の公的年金等収入額 + (合計所得金額 - 年金収入に係る所得)の額が80万円以下	0.85	62,373円
第5段階 (基準額)		世帯に市民税課税の方がいて、本人の公的年金等収入額 + (合計所得金額 - 年金収入に係る所得)の額が80万円超	1	73,380円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満	1.1	80,718円
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	91,725円
第8段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	110,070円
第9段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	121,077円
第10段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	132,084円
第11段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2	146,760円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	165,105円
第13段階		合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.5	183,450円
第14段階	合計所得金額が1,400万円以上	2.75	201,795円	

※1 公的年金等収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)

本人が市民税課税で当該合計所得金額に給与所得または年金収入に係る所得を含む場合は、当該合計所得金額から10万円を控除した額を用います。

また、本人が市民税非課税で給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。

さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。